

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	薬事管理課	整理番号	1-8
処分の種類	指定薬物等である疑いがある物品の検査命令、販売等の禁止命令			
根拠法令条例等・条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第76条の6			
処分の概要	<p>1 指定薬物であるかどうか及び指定薬物でないことが判明した場合は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物であるかについて、対象者へ検査を受けるべきことを命ずる。</p> <p>2 指定薬物等である疑いがある物品の検査を命じた場合において、当該検査結果等の通知を受け取るまでの間、物品の販売等を禁止することを命ずる。</p>			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(事案ごとの裁量が大きく、あらかじめ処分基準を設定することが困難であるため。)			
基準の制定根拠	—			